

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

岡山厚生年金 事案 1605

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和51年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月31日から同年9月1日まで

昭和45年4月1日にA社へ入社して以降、平成23年11月まで継続して勤務をしていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社の保管する社員名簿から、申立人は申立期間に同社に継続して勤務し（昭和51年9月1日に同社B営業所から同社本社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和51年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険

料を還付した場合を含む。)、事業主はこれを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月

申立期間の国民年金保険料は未納とされているが、国民年金保険料は、年度ごとのつづりになった納付書により遅れてでも納付しており、1か月だけ未納となることはあり得ないため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の国民年金保険料は、平成11年4月から同年10月までについては同年12月に、13年4月から14年2月までについては同年4月にいずれも納付期限後にまとめて納付されているなど、申立人は、その主張どおり、申立期間当時、遅れながらも国民年金保険料の納付に努めていたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人が居住する市の国民年金データシステムにおいて、申立期間の国民年金保険料の納付期限（平成12年2月29日）の翌月である平成12年3月10日に納付書付き催告書が発行されていることが確認できるところ、オンライン記録により、この発行日時点において、申立期間前の加入期間に係る国民年金保険料は全て納付済みであったことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は、納付期限までに納付されていなかったものと考えられる。

また、申立期間直後の平成12年2月及び同年3月の国民年金保険料は申立期間の国民年金保険料の徴収権が時効により消滅した14年2月28日の翌月である同年3月28日に過年度納付されていることが確認できる。これらのことから、申立期間の国民年金保険料は、その納付時点では時効により納付することができなかったものと考えられ、過年度保険料としても納付されなかったものとするのが自然である。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、記録管理に誤り等が生じることは、通常、考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 5 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月から 46 年 3 月まで
申立期間当時、働いて得た収入は全て同居していた母親に預けていた。母親は年金に対する意識が高く、私の国民年金保険料も納付していると言っていたので、未納となっている申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 44 年 12 月に職権により払い出されており、申立人はこの頃に国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 40 年 5 月から 42 年 9 月まで）の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとするその母は既に死亡しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立期間は 71 か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から16年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から16年9月まで

申立期間については、平成7年3月まで勤務していた事業所を退職した後、2年程度が経過した頃に自宅に国民年金の加入通知と納付書が届き、国民年金に強制的に加入させられた。その後、納付時期は不明であるが、申立期間の国民年金保険料を数年分くらいは納付したはずであるにもかかわらず、未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号制度が導入（平成9年1月）される前に国民年金の加入手続を行った者に対して払い出されていた国民年金手帳記号番号が、申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないところ、申立人が居住する市の国民年金データシステムから、申立人は平成12年10月25日に、7年1月4日に遡及して国民年金に新規加入していることが確認できるが、その時点では、申立期間の一部（平成7年3月から10年8月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人が居住する市の国民年金データシステムにおいても申立期間の国民年金保険料は未納と記録されている上、同システムによれば、市は申立人に対して、i) 平成13年に3回、14年に1回の期別催告書を発行している、ii) 平成13年に2回、14年に1回の集合徴収案内を発行しているなど、申立期間の国民年金保険料が未納であったことをうかがわせる記録も確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付状況（納付時期、納付期間等）に係る記憶は曖昧であり、それについて具体的な供述を得ることができない。

加えて、申立期間は115か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じ続けるとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納

付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 39 年 4 月に結婚して以降は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずであるにもかかわらず、申立期間については、妻の保険料は納付済みとなっているが、私は未納となっている。また、私が 60 歳の頃に、居住する町の年金相談において、年金が満額支給されると言われたことも記憶しており、申立期間が未納となっていることに納得できないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人には国民年金制度が始まった昭和 36 年当時に居住していた実家のある A 町において、その当時に国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その後、同町から転居し、申立期間当時に居住していた B 市 C 区においても、これとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている。A 町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿に記載された C 区への転出日（昭和 38 年 6 月 17 日）は申立人の供述や厚生年金保険の被保険者記録から確認できる実際の転出時期（昭和 36 年 11 月）とは異なっており、A 町において適時に転出手続が行われなかったものと推認できる。

また、C 区において申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその妻も申立人が婚姻前（A 町に居住）に国民年金に加入していたことを知らなかった旨供述している。これらを踏まえると、申立人に対して、C 区において A 町のものとは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることに不自然さはなく、申立人が同区に居住していた申立期間に係る申立人の国民年金の記録は、同区において払い出された国民年金手帳記号番号により管理されていたものと考えられる。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び特殊台帳

(国民年金被保険者台帳) から、C区において払い出された申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に、39年4月1日を資格取得日として払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳(D県発行)に記載された発行日も41年6月1日となっていることから、申立人の同区における国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付する必要があるが、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻に遡ってまとまった額を納付した記憶はない。

また、申立人の妻が婚姻前に居住していたE町(現在は、F市)が保管する国民年金被保険者名簿から、妻は婚姻による入籍日である昭和39年6月*日に同町からC区へ転出していることが確認できるが、妻の特殊台帳に記載されている婚姻当初の同区における住所(C区G)の記載は、申立人の同台帳には無く、当該住所を除くその後の夫婦に係る住所(C区H)の記載は一致していることから、申立人の同区における国民年金の加入手続は、その妻の異動手続よりも遅れて行われたと推認でき、結婚当初である申立期間当時における夫婦の加入状況は異なっていたと考えられる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとするその妻から聴取しても、加入手続を行った時期についての記憶は曖昧であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言も得られない。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1606

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
② 昭和 50 年 5 月 25 日から 51 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 12 月 23 日から 60 年 10 月 1 日まで

申立期間について、標準報酬月額が下がっているが、勤務期間中、給与が減額されたことは無く年金記録は誤っていると考えられるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立てに係る事業所（現在は、A社）は、当時の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険に係る届出、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額については不明である旨回答している。

また、申立期間②について、申立てに係る事業所は、i) 給与の合計額として「178,500」、標準報酬月額として「180」、転入元欄に「B工場より転勤」と記載された資料を保管していること、ii) 申立人の社員カードに添付されていたメモに、「S50.5.25C取得180」の記載があることから、昭和50年5月25日に同社D工場において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得するに当たって、標準報酬月額を18万円で届け出たものと考えられる旨回答しており、当該標準報酬月額は、オンライン記録における申立期間②の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人は、申立期間①については定時決定により、申立期間②及び③については転勤による被保険者資格の再取得により、それ以前の標準報酬月額より低額な標準報酬月額となっているところ、申立期間①から③までにおいて、申立人と同様に定時決定や転勤による被保険者資格の再取得により、それ以前の標準報酬月額より低額な標準報酬月額となっている者が複数名確認できる上、当時の複数の同僚は、時間外手当や勤務地の変更による諸手当の変動等により報酬月額が下がる場合もあった旨証言している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情も

見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 21 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、標準報酬月額が実際の給与より著しく低い記録となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の事業主は、申立期間当時の資料を廃棄したため、申立人の厚生年金保険に係る届出、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額については不明である旨回答している。

また、申立人が申立てに係る事業所を退職後に受給した失業給付の記録から確認できる離職時賃金日額は 1 万 1,739 円であり、これにより算出した退職前 6 か月分の報酬月額の平均に相当する額は、35 万 2,170 円となる。これは、申立人が主張する報酬月額（47 万円）に大きく不足し、オンライン記録の標準報酬月額（34 万円及び 38 万円）に近い額である。

さらに、オンライン記録において、申立期間に係る標準報酬月額について遡った訂正などの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。